

和光地区節電対策に係る平成23年度の計画（変更）

平成23年9月7日

理事（施設担当）

田中 正朗

危機管理対策本部では、4月15日付及び22日付で、和光地区節電対策に係る当面の措置として、節電努力を継続する中で、和光キャンパス内の研究活動の改善を決定したところである。

5月13日に、政府の電力需給緊急対策本部において、今夏の需給対策が決定された。この政府の規制に対応するとともに、研究活動への支障を極力軽減するため、危機管理対策本部の下に置かれた和光地区節電対策検討委員会における検討を踏まえ、平成23年5月～平成24年3月までの和光地区の節電計画について、すでに当面の措置として実施しているものも含め、5月13日付で、和光地区節電対策に係る平成23年度の計画として、措置を講じることとした。その後、6月1日及び30日に、経済産業大臣から、和光、筑波、横浜の各事業所に夏期における電気使用制限値が通知されたことに伴い、上記当初計画を見直すとともに、和光地区における本年7月から9月までの間の計画を一部変更し、節電を順調に実施してきたところである。

8月30日に電力需給に関する検討会合において、電気事業法に基づく電気使用制限が繰り上げて解除されることが決定され、これにより、和光及び横浜の事業所においては、9月9日で、筑波の事業所においては、9月2日で、電気使用制限が終了することになった。これらの状況及びこれまでの節電の状況を踏まえて、和光地区において、本年9月から来年3月までの計画を下記のとおり一部変更することとする。

但し、電力の需給状況の変化により、やむを得ない事態が生じた場合には、本計画について、さらに変更することがありうる。また、仁科加速器研究センターの加速器の運転など、本計画によっては、円滑な研究活動の推進に支障が生じると認められる場合には、理事（施設担当）が随時、所要の調整を行うこととする。

また、理研和光キャンパスにおける節電対策として、別紙のとおり、共通的に取り組むこととする。

なお、下記に示す、今後の使用電力の計画を策定するに当たっては、和光地区全体での4月初めの使用電力は9,000kWであり（加速器・スーパーコンピュータは、運転停止中）、この時点での各研究所・センターの使用電力を基準とした。

1. 夏期における電気使用制限値を決めるための基準値が22,000kWに決定したため、7月から9月の削減目標をその20%減である17,600kWとする。

2. 基幹研究所は、現在、通常の時期に比べて、節電に伴い研究活動が制約されていることから、平成23年5月～平成23年9月において、4月初めの時点より全体で750kWの最大使用電力の引上げ(4月22日の措置による500kW相当の増加を含む)を行い、平成23年10月～平成24年3月において、さらに250kWの最大使用電力の引上げを行うことにより研究活動の活性化につなげる。

3. 脳科学総合研究センターは、現在、節電に伴い、研究活動が制約されていることから、平成23年5月～平成23年9月において、4月初めの時点より全体で1,500kWの最大使用電力の引上げ(4月22日の措置による750kW相当の増加を含む)を行い、平成23年10月～平成24年3月において、さらに250kWの最大使用電力の引上げを行うことにより、既存の研究室における研究活動の活性化につなげるとともに、本年2月末に竣工した新研究棟について、動物飼育区域及び新研究グループ等の研究室・実験室の運用を進める。

4. 仁科加速器研究センターは、以下のとおり、外部供給電力を利用して、加速器施設を稼働させる。
平成23年5月 最大7,000kW
平成23年6月 最大6,000kW
平成23年7月～9月11日 不要(ただし、CGSによる最大2,200kWの電力供給で、加速器を運転)
平成23年9月12日～30日 最大2,800kW
平成23年10月～11月 最大9,500kW
平成23年12月1日～11日 最大7,500kW
平成23年12月12日～31日 最大4,000kW
平成24年1月 最大2,500kW(加速器を停止するが、CGSも停止する。)
平成24年2月～3月 最大4,000kW

5. 情報基盤センターにおいては、以下のとおり運転する。
平成23年5月～9月 通常運転
平成23年10月～12月11日 通常運転(当初計画である、縮退運転(平日昼間はファイルへのアクセスなどの機能に限定)を変更する。)
平成23年12月12日～平成24年3月 通常運転

担当連絡先：施設部施設企画課

shisetsukikaku@riken.jp

(別紙)

節電目標を達成するために必要な方策

- (1) 一般空調の温度設定
国が定める冷房・暖房温度の基準（冷房の場合、室温28℃）に準拠することとし、その徹底を図ることにより節電に努める。
- (2) エレベーターの台数制限
各施設においてエレベーターが複数台数設置してある場合は、使用する台数を減らすとともに、エレベーターの使用を極力控え、出来るだけ階段を使用することにより節電に努める。
- (3) ドラフトチャンバー等の台数制限
各研究室において保有しているドラフトチャンバー、安全キャビネット等排気設備を有する研究施設については、研究室・グループごとに使用台数を制限することにより節電に努める。
- (4) フリーザー等保存設備の台数制限
各研究室において保有しているフリーザー、冷蔵庫等生物試料等を低温保存する研究設備については、研究室・グループごとに保存試料の集約化等を行い、使用台数を制限することにより節電に努める。
- (5) 一般機器等の電力節減
使用していない機器等については、待機電力削減のため、コンセントから抜いたり、コピー、プリンタ、ファクス、スキャナは複合機にして集約化することにより節電に努める。また、照明については、必要のない場合は消灯し、場所によっては間引きを行うことにより節電に努める。
- (6) 電力ピーク値の情報提供
目標とするピーク電力と現在の電力使用状況を可視化することにより、節電に対する適切な措置が取れるよう、6月から9月までの間、所内に適宜情報提供を行う。